

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第一条関係）・・ 1
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第三条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 機関</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 教育訓練研究本部（第四十八条の四）</p> <p>第六節～第八節（略）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（部隊の単位及び部隊の長）</p> <p>第六条 陸上自衛隊の部隊の単位は、<u>陸上総隊、方面隊、師団及び旅団並びに団、連隊、群、大隊、中隊及びこれらに準ずる隊とする。</u></p> <p>2 前項に規定する単位の部隊（<u>陸上総隊、方面隊、師団及び旅団を除く。</u>）の長は、それぞれ団長、連隊長、群長、大隊長、中隊長及び隊長とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（陸上総隊）</p> <p>第六条の二 <u>陸上総隊は、陸上総隊司令部及び空挺団一、水陸機動団一、ヘリコプター団一、システム通信団一、中央即応連隊</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 機関</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 研究本部（第四十八条の四）</p> <p>第六節～第八節（略）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（部隊の単位及び部隊の長）</p> <p>第六条 陸上自衛隊の部隊の単位は、<u>方面隊、師団、旅団及び中央即応集団並びに団、連隊、群、大隊、中隊及びこれらに準ずる隊とする。</u></p> <p>2 前項に規定する単位の部隊（<u>方面隊、師団、旅団及び中央即応集団を除く。</u>）の長は、それぞれ団長、連隊長、群長、大隊長、中隊長及び隊長とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（新設）</p>

一、特殊作戦群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は陸上総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(陸上総隊司令官)

第六条の三 陸上総隊司令官は、陸将をもつて充てる。

2 陸上総隊司令部の事務は、陸上総隊司令官が掌理するものとする。

(陸上総隊司令部)

第六条の四 陸上総隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸将をもつて充てる。

2 幕僚長は、陸上総隊司令官を補佐し、陸上総隊司令部の部内の事務を整理する。

3 陸上総隊司令部に、所要の部及び課を置く。

(師団)

第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即ち機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、即ち機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(新設)

(新設)

(師団)

第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一 即応機動連隊一、普通科連隊二及び高射特科大隊一

二 (略)

三 普通科連隊三、特科連隊一、戦車大隊一及び高射特科大隊

一

四 普通科連隊三、特科連隊一及び高射特科大隊一

五・六 (略)

(旅団)

第十二条の二 旅団は、旅団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一 即応機動連隊一及び普通科連隊一

二・三 (略)

(削る)

四 (略)

(削る)

一 普通科連隊三又は四、特科連隊一、戦車大隊一及び高射特科大隊一

二 (略)

(新設)

(新設)

三・四 (略)

(旅団)

第十二条の二 旅団は、旅団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は旅団司令部及び普通科連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは旅団司令部及び普通科連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(新設)

一・二 (略)

三 普通科連隊二及び特科隊一

四 (略)

(中央即応集団)

第十二条の五 中央即応集団は、中央即応集団司令部及び空挺団一、ヘリコプター団一、中央即応連隊一、特殊作戦群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成

(削る)

(削る)

(委任規定)

第十三条 本款に定めるもののほか、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

に加え、又は中央即応集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(中央即応集団司令官)

第十二条の六 中央即応集団司令官は、陸将をもつて充てる。

2 中央即応集団司令部の事務は、中央即応集団司令官が掌理するものとする。

(中央即応集団司令部)

第十二条の七 中央即応集団司令部に、中央即応集団副司令官二人を置く。中央即応集団副司令官は、陸将補をもつて充てる。

2 中央即応集団副司令官は、防衛大臣の定めるところにより、中央即応集団の隊務につき中央即応集団司令官を助け、中央即応集団司令官に事故があるとき、又は中央即応集団司令官が欠けたときは、中央即応集団司令官の職務を行う。

3 中央即応集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等陸佐をもつて充てる。

4 幕僚長は、中央即応集団司令官を補佐し、中央即応集団司令部の部内の事務を整理する。

5 中央即応集団司令部に、所要の部及び課を置く。

(委任規定)

第十三条 本款に定めるもののほか、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

(補職の特例)

第三十一条 本章に定める職は、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監及び航空総隊司令官を除き、各本条において陸将、海将又は空将をもつて充てることと定められている職にあつては陸将補、海将補又は空将補を、その他の職にあつては各本条で定める階級の一級だけ上位又は下位の階級の自衛官をもつて充てることができる。

(陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務)
第三十三条の二 陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	(削る)	位置	(削る)	所掌事務	(削る)
陸上自衛隊富士学校	(略)	静岡県駿東郡小山町	(略)	普通科、特科及び機甲科並びに普通科部隊、特科部隊及び機甲科部隊の相互協同に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を	(略)

(補職の特例)

第三十一条 本章に定める職は、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監及び航空総隊司令官を除き、各本条において陸将、海将又は空将をもつて充てることと定められている職にあつては陸将補、海将補又は空将補を、その他の職にあつては各本条で定める階級の一級だけ上位又は下位の階級の自衛官をもつて充てることができる。

(陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務)
第三十三条の二 陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	陸上自衛隊幹部学校	位置	東京都目黒区	所掌事務	陸上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。
陸上自衛隊富士学校	(略)	静岡県駿東郡小山町	(略)	普通科、特科及び機甲科並びに普通科部隊、特科部隊及び機甲科部隊の相互協同に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を	(略)

陸上自衛 隊高射学 校	陸上自衛 隊高射学 校	陸上自衛 隊航空学 校	陸上自衛 隊情報学 校	陸上自衛 隊航空学 校	陸上自衛 隊高射学 校
千葉市	千葉市	伊勢市	静岡県駿東 郡小山町	伊勢市	千葉市
行うとともに、これらの部隊の運用及び相互協同等に関する調査研究を行うこと（陸上自衛隊高射学校の所掌に属するものを除く。）	高射特科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、高射特科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	情報科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、情報科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	航空科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、航空科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	施設科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、施設科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	通信科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。

陸上自衛 隊高射学 校	陸上自衛 隊高射学 校	陸上自衛 隊航空学 校	陸上自衛 隊航空学 校	陸上自衛 隊航空学 校	陸上自衛 隊高射学 校
千葉市	千葉市	伊勢市	伊勢市	伊勢市	千葉市
行うこと（陸上自衛隊高射学校の所掌に属するものを除く。）	高射特科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	航空科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	航空科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	施設科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	通信科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。

陸上自衛 隊小平学 校	陸上自衛 隊輸送学 校	陸上自衛 隊需品学 校	陸上自衛 隊武器学 校	陸上自衛 隊通信学 校
小平市	東京都練馬 区	松戸市	茨城県稲敷 郡阿見町	
警務科若しくは会計科に必要な知識及び技能又は人事、業務管理等の業務に <u>関し</u> 必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、 <u>警務科部隊若しくは会計科部隊又は人事、業務管理等</u> の業務に従事する部隊の運用等に	輸送科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、 <u>輸送科部隊の運用等</u> に関する調査研究を行うこと。	需品科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、 <u>需品科部隊の運用等</u> に関する調査研究を行うこと。	武器科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、 <u>武器科部隊の運用等</u> に関する調査研究を行うこと。	得させるための教育訓練を行うとともに、 <u>通信科部隊の運用等</u> に関する調査研究を行うこと。

陸上自衛 隊小平学 校	陸上自衛 隊輸送学 校	陸上自衛 隊需品学 校	陸上自衛 隊武器学 校	陸上自衛 隊通信学 校
小平市	東京都練馬 区	松戸市	茨城県稲敷 郡阿見町	
情報科、警務科若しくは会計科に必要な知識及び技能又は人事、業務管理等に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	輸送科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	需品科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	武器科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	得させるための教育訓練を行うこと。

(略)	(略)	(略)	陸上自衛隊衛生学校	東京都世田谷区	衛生科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、衛生科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。
(略)	(略)	(略)	陸上自衛隊化学学校	さいたま市	化学防護、化学技術及び化学器材の補給、整備等の業務に関し必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、これらの業務に従事する部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。

(法第二十五条第八項の政令で定める航空自衛隊の学校)
 第三十八条の四 法第二十五条第八項の政令で定める航空自衛隊の学校は、第三十五条に規定する学校のうち航空自衛隊幹部学校以外のものとする。

第五節 教育訓練研究本部

(教育訓練研究本部の名称、位置及び所掌事務)

第四十八条の四 教育訓練研究本部の名称、位置及び所掌事務は

(略)	(略)	(略)	陸上自衛隊衛生学校	東京都世田谷区	衛生科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。
(略)	(略)	(略)	陸上自衛隊化学学校	さいたま市	化学防護、化学技術及び化学器材の補給、整備等の業務に関し必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。

(法第二十五条第七項の政令で定める航空自衛隊の学校)
 第三十八条の四 法第二十五条第七項の政令で定める航空自衛隊の学校は、第三十五条に規定する学校のうち航空自衛隊幹部学校以外のものとする。

第五節 研究本部

(研究本部の名称、位置及び所掌事務)

第四十八条の四 研究本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表

、次の表のとおりとする。

名称	陸上自衛隊教育訓練研究本部	所掌事務
位置	東京都目黒区	
		<p>一 陸上自衛隊における法第二十五條第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務を行うこと。</p> <p>二 陸上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。</p> <p>三 陸上自衛隊における大部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。</p>

(授業料)

第二百二十六条の五 法第百条の二第二項の授業料の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 防衛医科大学校において教育訓練を受ける者、統合幕僚学校、自衛隊の学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部において教育訓練を受ける外国人並びに第二百二十六条の二各号に掲げる技術者として教育訓練を受ける者 防衛大臣が財務大臣と

のとおりとする。

名称	陸上自衛隊教育訓練研究本部	所掌事務
位置	東京都練馬区	
		陸上自衛隊における部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。

(授業料)

第二百二十六条の五 法第百条の二第二項の授業料の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 防衛医科大学校において教育訓練を受ける者、統合幕僚学校及び自衛隊の学校において教育訓練を受ける外国人並びに第二百二十六条の二各号に掲げる技術者として教育訓練を受ける者 防衛大臣が財務大臣と協議して定める額

協議して定める額

2・3 (略)

(給付金の月額)

第二百二十六条の九の三 法第百条の二第三項の給付金の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 防衛省設置法第十五条第二項の教育訓練を受ける外国人並びに防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸上自衛隊富士学校、海上自衛隊幹部学校、航空自衛隊幹部学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部において教育訓練を受ける外国人 月額十四万四千円

二・三 (略)

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 陸上総隊司令官

二 四 (略)

(削る)

五 十二 (略)

2・3 (略)

(給付金の月額)

第二百二十六条の九の三 法第百条の二第三項の給付金の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 防衛省設置法第十五条第二項の教育訓練を受ける外国人並びに防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸上自衛隊幹部学校、陸上自衛隊富士学校、海上自衛隊幹部学校及び航空自衛隊幹部学校において教育訓練を受ける外国人 月額十四万四千円

二・三 (略)

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

(新設)

一 三 (略)

四 中央即応集団司令官

五 十二 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考(一)の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空教育集団司令官その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考(一)の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空教育集団司令官その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

2・3 (略)

2・3 (略)

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）
 第六条の二十 (略)

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）
 第六条の二十 (略)

2 法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

2 法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

三	陸上総隊司令官 方面総監	五号俸
項	官職	号俸

三	陸上総隊司令官 方面総監 (新設)	五号俸
項	官職	号俸

備考 (略)	(略)	自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 佐世保地方総監 航空総隊司令官 航空教育集団司令官
	(略)	
	(略)	

(航空手当等の月額)

第十二条 (略)

2、4 (略)

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の四十九・五（その従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員にあつては、その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に依りて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の十二・三七五又は百分の六・八七五）を、同項第二号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の三十三を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

備考 (略)	(略)	自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 佐世保地方総監 航空総隊司令官 航空教育集団司令官
	(略)	
	(略)	

(航空手当等の月額)

第十二条 (略)

2、4 (略)

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の四十九・五（その従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員にあつては、その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に依りて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三又は百分の十二・三七五）を、同項第二号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の三十三を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

658 (略)

別表第三(第八条の三関係)

旅団司令部		(略)	方面総監部	陸上総隊司令部	航空幕僚監部		組織の区分
幕僚長	副旅団長 旅団長	(略)	幕僚長	幕僚長	航空幕僚副長 部長 課長 監理監察官 首席法務官 首席衛生官		官職
二種	一種	(略)	一種	一種	一種		種別

658 (略)

別表第三(第八条の三関係)

旅団司令部		(略)	方面総監部	(新設)	航空幕僚監部		組織の区分
幕僚長	副旅団長 旅団長	(略)	幕僚長	(新設)	航空幕僚副長 部長 課長 監理監察官 首席法務官 首席衛生官		官職
二種	一種	(略)	一種	(新設)	一種		種別

備考 (略)		教育訓練研究本部		(削る)
		教育訓練研究本部長		(削る)
		一種		(削る)

備考 (略)		研究本部		中央即応集団司令部
		研究本部長		幕僚長 中央即応集団副司令官 中央即応集団司令官
		一種		一種

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政令で定める自衛隊の部隊等の長） 第八条（略）</p> <p>2 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。</p> <p>一 陸上総隊司令官</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>五 二十七 （略）</p>	<p>（政令で定める自衛隊の部隊等の長） 第八条（略）</p> <p>2 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 中央即応集団司令官</p> <p>五 二十七 （略）</p>